

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び名称

東京都品川区東品川二丁目5番8号

ECLエージェンシー株式会社

(法人番号 : 4010701012181)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

ECLエージェンシー株式会社新門司ターミナル

福岡県北九州市門司区新門司北二丁目7番1、三丁目1番10

3 更新した期間

自 令和8年8月1日

至 令和14年7月31日

令和8年6月5日

門司税関長 弓削 州司